

プリズム管理組合

第14回通常総会 議事録

開催日	平成28年6月26日	
開催場所	名称	ビビットスクエア 4階多目的ルーム
	所在地	船橋市浜町2-2-7
開催時間	午前10時30分開始 午前11時40分終了	
組合員総数および議決権総数	組合員総数 511名	議決権総数 511個
出席組合員数および議決権数	出席組合員数 463名 (本人出席者 57名 委任状 131名 議決権行使書 278名) 出席議決権数 463個	

定刻、管理規約第57条第5項の規定に基づき、N理事長が総会の議長に就任した。

議長は、組合員総数、議決権総数、出席組合員数、出席議決権数について報告を行い、本総会が適法に成立する旨を宣し、議案の審議に入った。

また、本総会の議事録署名人として、出席理事のT氏とW氏が議長より指名され、出席者の承認を受けた。

〈 議 事 〉

【第1号議案】第14期事業報告および収支報告並びに監査報告に関する件

議長の指名により、T副理事長から議案説明書に基づき、第14期事業報告がなされ、H会計理事より第14期収支決算報告を行った。

続いて、N監事より監査報告がなされ、第14期の業務執行状況及び財産状況について監査した結果、適正かつ妥当である旨報告がなされた。質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：510（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 278、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 第14期事業報告および収支報告の承認。

（主な質疑事項）

質問：設備管理業務の実績報告で、次に挙げる業務は未実施との説明で有ったが、これはどのような理由によるものか？（ディスプレイ汚泥除去・自家発電装置保守・弱電設備保守・臭突管設備保守・共用部照明器具清掃費・駐車場棟排水管清掃費）

回答：これらの業務は、必要となった時に実施するという考え方で每期予算計上をしている。

質問：一般会計貸借対照表の未収入金（811,542円）とは、管理費等の滞納金額のことか？

回答：その通りです。

質問：滞納者は何名いるか？また6ヵ月以上の滞納者はいるか？

回答：3月末の時点で13住戸が滞納、うち6ヵ月以上は2件となっています。滞納者への対応につきましては、管理規約等の定めによる駐車場の使用禁止、簡易裁判所への「支払督促」

申立て・強制執行とうにより、回収に向けて行ってまいります。

質問：修繕積立金の次期繰越金が5億円超となっているが、これで次の大規模修繕費用をカバーできるのか？

回答：将来の修繕工事に積立金が間に合うように修繕積立金を設定しています。

【第2号議案】第14期一般会計剰余金処分案承認に関する件

議長の指名により、T副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：508（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 276、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 第14期一般会計次期繰越収支差額（平成28年3月31日時点）のうち、10,000,000円を修繕積立金会計へ繰り入れる。

【第3号議案】非常用照明器具一括更新に関する件

議長の指名により、Y副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：507（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 275、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 階段および駐車場の非常用照明器具老朽化に対応するため、器具交換を一括で行う。
2. 非常用照明器具一括更新に関する費用を修繕積立金から支出する。予算14百万円とする。
3. 照明器具および業者の選定を理事会に一任する。

【第4号議案】防犯カメラデジタル化に関する件

議長の指名により、Y副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：506（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 274、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 防犯モニター、防犯カメラなど防犯カメラシステムをデジタル化し、更新とともにカメラ台数を増やす。
2. 防犯カメラシステム更新に関する費用を修繕積立金から支出する。予算20百万円とする。
3. 防犯カメラシステム機種および業者の選定を理事会に一任する。

【第5号議案】テレビ用ブースタ交換に関する件

議長の指名により、Y副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：505（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 273、みなし委任 44）

《可決内容》

1. テレビ用ブースタを交換する。
2. 費用として修繕積立金から9百万円を取り崩す。

3. 工事時期については、理事会に一任する。

(主な質疑事項)

質問：当議案も含め3号議案、4号議案の修繕工事も当時の長期修繕計画に入っているという理解でいいか？

回答：その通りです。

【第6号議案】駐輪場の一部を廃止する件

議長の指名により、T副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：508（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 276、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 下記の共用部自転車置き場 167 台分を廃止し、該当する区画のラック（上段）を撤去する。
2. 撤去時期については、理事会に一任する。

【第7号議案】管理運営細則（第H章防火管理）改定に関する件（特別決議）

議長の指名により、I理事から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、質疑応答の後、議長が本議案の採決に入ったところ、組合員数並びに議決権総数の4分の3（各384）以上の賛成賛成多数で可決承認された。

賛成：508（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 276、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 管理運営細則（第H章防火管理）を別紙の通り改定する。
2. 第H章防火管理を「防火防災管理」とする。

(主な質疑事項)

質問：16ページの「喫煙禁止場所の指定について」の喫煙禁止場所とはどこか？

回答：専有部以外の共用部分のことです。

【第8号議案】規約および細則の一部変更に関する件（特別決議）

議長の指名により、N理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、組合員数並びに議決権総数の4分の3（各384）以上の賛成賛成多数で可決承認された。

賛成：508（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 276、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 管理規約および細則の一部を別紙の通り変更する。

【第9号議案】第15期事業計画案および収支予算案に関する件

議長の指名により、T副理事長から議案書に基づき、第15期の事業計画案および収支予算案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：504（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 272、みなし委任 44）

《可決内容》

1. 第15期事業計画案および収支予算案の承認。

【第10号議案】第15期プリズムクラブ事業計画案および収支予算案に関する件

議長の指名により、Y理事から議案書に基づき、第15期の事業計画案を、N理事から収支予算案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：501（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 270、みなし委任 43）

《可決内容》

1. 第15期プリズムクラブ事業計画案および収支予算案の承認。

【第11号議案】委託契約締結承認に関する件

議長の指名により、W副理事長から議案書に基づき、本議案について説明がなされ、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：504（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 272、みなし委任 44）

【第12号議案】第15期管理組合理事選任に関する件

議長の指名により、H理事から第15期役員候補者が紹介され、特に質疑は無く、議長が本議案の採決に入ったところ、賛成多数で可決承認された。

賛成：508（出席者 57、委任状 131、議決権行使書 276、みなし委任 44）

理事の役職については、互選にて決定することが補足説明された。

A号室	Y	B号室	S	C号室	I	D号室	N	E号室	S
F号室	N	G号室	U	H号室	K	I号室	W	以上9名	

第15期監事候補者は 以下のとおりです。

J号室	K	K号室	T	以上2名
-----	---	-----	---	------

以上の議案をもって本日の議事が全て終了したので、議長は午前11時40分閉会を宣した。

以上、本総会の議事の経過及び要領並びに結果が正確であることを証するため議事録を作成し、議長並びに議事録署名人はこれに記名押印する。

平成28年6月26日

住 所：船橋市浜町2-2-1

名 称：プリズム管理組合

議 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人_____印